

平成19年 第3回(定例)由布市議会会議録(第8日)

平成19年10月3日(水曜日)

議事日程(第8号)

平成19年10月3日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願について
- 日程第2 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 認定第1号 平成18年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 平成18年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第5 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「由布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定」
- 日程第7 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて「災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第8 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算(第2号)」
- 日程第9 議案第65号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第66号 由布市地域振興基金条例の制定について
- 日程第11 議案第67号 由布市財政状況の作成及び公表に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第68号 市道路線の認定について
- 日程第13 議案第70号 平成19年度由布市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第14 議案第71号 平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第72号 平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第73号 平成19年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第74号 平成19年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第75号 平成19年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第19 議案第58号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

追加日程

日程第20 議案第76号 和解について

追加日程

日程第1 発議第8号 地域医療を守るため医師養成数の増加を求める意見書

日程第2 発議第9号 国民健康保険に対する国庫負担を以前の水準に戻していただきたい旨の意見書

日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

追加日程

日程第20 議案第76号 和解について

日程第1 請願について

日程第2 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第3 認定第1号 平成18年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第2号 平成18年度由布市水道事業会計収支決算の認定について

日程第5 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「由布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」

日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定」

日程第7 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて「災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」

日程第8 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算（第2号）」

日程第9 議案第65号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第10 議案第66号 由布市地域振興基金条例の制定について

日程第11 議案第67号 由布市財政状況の作成及び公表に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第68号 市道路線の認定について

日程第13 議案第70号 平成19年度由布市一般会計補正予算（第3号）について

日程第14 議案第71号 平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第15 議案第72号 平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第73号 平成19年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第74号 平成19年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第75号 平成19年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第58号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 追加日程
- 日程第1 発議第8号 地域医療を守るため医師養成数の増加を求める意見書
- 日程第2 発議第9号 国民健康保険に対する国庫負担を以前の水準に戻していただきたい旨の意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員(25名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 4番 新井 一徳君 | 5番 佐藤 郁夫君 |
| 6番 佐藤 友信君 | 7番 溝口 泰章君 |
| 8番 西郡 均君 | 9番 淵野けさ子君 |
| 10番 太田 正美君 | 11番 二宮 英俊君 |
| 12番 藤柴 厚才君 | 13番 佐藤 正君 |
| 14番 江藤 明彦君 | 15番 佐藤 人巳君 |
| 16番 田中真理子君 | 17番 利光 直人君 |
| 18番 小野二三人君 | 19番 吉村 幸治君 |
| 20番 工藤 安雄君 | 21番 丹生 文雄君 |
| 22番 三重野精二君 | 23番 生野 征平君 |
| 24番 山村 博司君 | 25番 久保 博義君 |
| 26番 後藤 憲次君 | |

欠席議員(1名)

- 3番 立川 剛志君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 二ノ宮健治君 書記 衛藤 哲雄君
書記 馬見塚量治君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	森光 秀行君
教育長	二宮 政人君	総務部長	小野 明生君
総務課長	秋吉 洋一君	総合政策課長	二宮 正男君
財政課長	米野 啓治君	産業建設部長	篠田 安則君
水道課長	目野 直文君	会計管理者	大久保富隆君
健康福祉事務所長	今井 干城君	環境商工観光部長	佐藤 純史君
健康温泉館長	佐藤 和利君	保険課長	飯倉 敏雄君
教育次長	後藤 哲三君	庄内振興局長	大久保眞一君
生涯学習課長	甲斐 裕一君	挾間振興局長	後藤 巧君
消防長	二宮 幸人君	湯布院振興局長	佐藤 純一君

午前10時00分開議

議長（後藤 憲次君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日でございます。議員各位には連日の御審議及び現地調査等でお疲れのことと存じますが、本日もよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員数は25人です。立川議員が入院のため欠席です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第8号により行います。

お諮りします。本日市長から議案1件が提出されております。ついては、この提出案件1件を日程に追加し、日程第20として議題にいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） よって、異議なしと認めます。議案1件は、日程第20とし、議題とすることに決定をいたしました。

日程に入ります前に、さきの西郡議員の一般質問の中での答弁を、再度総務課長よりいたします。どうぞ。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。18日の日の西郡議員さんの一般質問の中
にありました選挙公報の配付について、一つの自治区がまだ広報が発送されなかったということ
につきまして、だれに責任があるのかという御質疑がございました。その中で、私の方から自治
委員配付につきましては、市長名で配付を依頼するというのが原則になっておりますことから、
私の方から市長に責任がありますという答弁をしたかと思えます。

このことにつきましては、正式には選挙公報の配付につきましては、県の選挙管理委員会の定
めるところによりまして、市町村の選挙管理委員会が配付するということになってございま
す。

したがって、責任につきましては、由布市の選挙管理委員長にあるというのが正規でございま
した。大変申しわけございませんでした。訂正しておわび申し上げます。よろしく願いいたし
ます。

日程第20・議案第76号

議長（後藤 憲次君） それでは日程第20、議案第76号を上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程をさせていただきました、議案第76号について提案理由の説明をいたします。

本議案は、大分税務署の誤った指導によりまして修正申告をした湯布院健康温泉館事業特別会
計の消費税及び地方消費税が過大納付となった件について、大分税務署と和解をするため、地方
自治法第96条第1項第12号の規定により、議案の議決を求めるものでございます。

事実経過を再度御説明申し上げますと、ことしの5月10日に熊本国税局及び大分税務署から
由布市に対しまして、平成14年に湯布院健康温泉館に対して行った消費税の修正申告の指導が
誤りであったことを告げられました。

今後の対応については、平成13年度分については返還できるが、還付できるが、平成11年
度分及び12年度分については、国税通則法に規定される時効により還付できないとの説明を受
けたところでございます。

市といたしましては、時効を理由に全額を返還しないのは到底納得できないと主張し、6月
8日に大分税務署長に対しまして、平成11年度分及び平成12年度分の消費税、加算税及び延
滞税について、全額返還を請求する文書を提出いたしました。その後、6月22日に大分税務署
長から、当時の指導に誤りがあったとして、国家賠償法に基づき、時効分も含め全額を由布市に
返還するとの方針が伝えられました。

本日上程いたします議案は、国家賠償法に基づく具体的な返還の手續として、大分税務署長と
交わす和解書の和解内容について議決をいただくものでございます。

和解書において、大分税務署が行った指導により、由布市が過大な納付を行ったこととなった事実を確認するとともに、国家賠償法第1条第1項に基づき、大分税務署の責めに帰すべき事由により生じた由布市の損害を、大分税務署において由布市が先に文書で行った返還請求どおりに賠償することについて、和解合意するものとなっております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、健康福祉事務所長に詳細説明を求めます。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 健康福祉事務所長です。議案第76号につきまして詳細な説明を申し上げます。

別冊の議案書をお願いします。議案第76号和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、大分税務署の指導により修正申告した湯布院町健康温泉館事業特別会計の消費税及び地方消費税が過大納付となった件について、次のとおり和解したいので、議会の議決を求めます。平成19年10月3日提出、由布市長首藤奉文。

提案理由、大分税務署と消費税の過大納付の件について和解するため。

ここにありますが、まず地方自治法第96条第1項第12号の規定ですけれども、和解あるいは調停等に関しては、議会の議決を得なければならないということになっておりますので、今回の提案になりましたのでよろしくをお願いします。

次のページをお願いいたします。和解書、大分税務署長と由布市長とは、湯布院町健康温泉館事業特別会計にかかる平成11年4月1日から平成12年3月31日課税期間分及び平成12年4月1日から平成13年3月31日課税期間分の消費税及び地方消費税の修正申告に基づき、納付した税額について以下のとおり和解合意するというので、以下1から6までありますけれども、その各項目について御説明を申し上げます。

まず、1、でございますけれども、甲と乙とは、甲が乙に対して行った指導により、上記課税期間分の消費税及び地方消費税について乙が過大な納付を行うこととなった事実が発生したことを確認するとともに、当課税期間の消費税及び地方消費税については、国税通則法第70条第2項の規定により更正処理を行うことができなかったことから、国家賠償法第1条第1項に基づき、甲の責めに帰すべき事由が生じた乙の損害を甲において賠償することについて合意するというので、ここに国税通則法第70条第2項とありますけれども、これが5年間の時効の規定です。そのために更正処理を行うことができなかったということを書いております。

で、それによりまして、国家賠償法により賠償するということになりましたけれども、その国家賠償法につきまして、その内容を読み上げたいと思います。

国または公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うことについて、故意また

は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体がこれを賠償する責に任ずるといふことで、国の賠償が生じておるといふことをここに書いております。

次に、2点目ですけれども、甲と乙とは、前記1により、甲が乙に対して支払う賠償額は、上記課税期間分の消費税及び地方消費税について国税通則法第24条及び第70条の第2項の規定により更正処理を行った場合に算出される還付税額相当額をその範囲とし、次のイ及びロの合計金額802万6,900円にハの還付加算金相当額を加算した金額の合計額とすることを確認するといふことで、まず、この国税通則法第24条ですけれども、これは申告書が税務署長に提出された場合、税務署長はその内容を審査すると、そういうことになっております。そのことをうたっております。それによりまして、計算した金額につきましては802万6,900円になるわけでございますけれども、それにつきまして下にその詳細を上げております。

まず、イでございますけれども、本件指導により乙が修正申告により過大納付した消費税額及び地方消費税額並びに延滞税に相当する額の合計額といふことで、まず1点目に平成11年度分としまして、消費税額及び地方消費税額に相当する額が338万7,000円であるといふこと。それから、延滞税相当額が18万3,300万円であるといふことです。それから、翌年度の平成12年度分につきましては、消費税額及び地方消費税額に相当する額が338万7,100円、延滞税相当額が11万500円。

それから、大きな5としまして、イの修正申告につき甲が賦課決定し、乙が納付した過少申告加算税額相当額、これにつきましては11年度分としまして47万7,000円、それから、12年度分としまして48万2,000円、これが先ほど申し上げました802万6,900円に対する内訳でございます。

次のページをお願いしたいと思います。ハとしまして、イ及びロの金額にかかる還付加算金相当額、本件和解締結日を国税通則法その他国税に関する法律に規定する更正があった日と、イ及びロの還付金相当額にかかる官署支出官の支払い予定日を国税通則法その他国税に関する法律に規定する支払い決定日の日とそれぞれみなした場合における、イ及びロの金額につき国税通則法その他国税に関する法律に基づき算出される還付加算金相当額といふことで、ここに書いてありますけれども、まず、先ほど申し上げましたイにつきましては、和解の日から支払いの日までといふことになっておりますので、1カ月以内でそれが処理できるといふことで、これにつきましては還付加算金相当額が生じないことと思っております。

それから、ロにつきましては、納付の日から和解までといふことで、納付が平成14年6月25日になっております。和解日がいつになるかちょっとわかりませんが、近々のうちになるかと思っておりますけれども、それが9月末としたときに1922日ぐらいになるかと思っております。そういうことで、概略計算した場合約加算金が20万7,000円ぐらいと、確定しており

ませんけれども、それがぐらゐの金額が加算されるということで御理解をいただきたいと思ひます。

次に、3でございますけれども、甲は乙に対し、前記2の金員を本件和解締結日から1カ月以内に、乙指定口座に一括で振り込む方法で支払う。

4、甲が前記3の支払いを怠ったときは、甲は乙に対し、前記2の残金額に年5%の割合による遅延損害金を付加して直ちに支払う。

5、甲と乙は、今後、本件指導及び本件事実に基づく乙の損害に関しては、裁判上または裁判外において一切の異議、請求の申し立てをしないことを相互に確認する。

6、甲と乙は、上記のあかしとして、本件和解書を2通作成し、甲及び乙が記名または証明捺印の上、おのおの1通を保管するということで、御理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 以上で、議案1件の詳細説明が終わりました。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第1、請願についてを議題といたします。

本定例会において付託いたしました請願7件につき、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） おはようございます。請願審査報告をいたします。

本委員会に付託の請願を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

審査の日時、平成19年9月27日、場所、庄内庁舎3階会議室、出席者、全員でございます。

審査結果、請願受付番号11、受理年月日、平成19年9月5日、件名、消費税の税率を引き上げないよう国に求める請願。委員会の意見として、請願の趣旨は、平成19年度をめぐりに消費税を含む税体系の抜本的改革を実現すると明記されていることから、今後消費税の具体的議論が始まることに当たり、消費税率の引き上げを行わないよう国に意見書を提出してほしいとの内容であります。

しかしながら、政府税制調査会において税体系の整備について、引き続き議論が行われており、税制及び消費税については、国の根幹にかかわる事項であり、まだ動向がはっきり定まっていない。この時期に意見書を提出することは適切でないとの意見であります。全員一致で不採択すべきものと決定いたしました。審査の結果は、不採択です。

議長（後藤 憲次君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 文教厚生常任委員会委員長の溝口です。

本委員会に付託の請願を審査した結果、以下のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

請願受理番号13、件名、地域医療を守るため医師養成数の増加を求める請願書。委員会の意見として、大分県内のみならず、地方の抱える深刻な問題の一つが医師の不足と医療機関の減少や縮小です。解決に向けては、願意のような医師養成数の増加を実現することも重要な手だてである点で、本請願を採択します。

しかし、医師不足や医療従事者の過重労働、医療業務就労条件の地域間格差等の諸問題解決に向けては、医療職場環境の整備、医療リスクの支援体制等、国を上げての総合的な対策を講じることが必要とされます。

その視点から医師養成数の増加も含めて、大分県議会の提出した医師確保対策の推進についての意見書に沿った形の意見書を提出することが妥当と考え、意見書を提出します。審査結果は採択です。

続きまして、受理番号14、件名、国民健康保険に対する国庫負担を以前の水準に戻していただきたい旨の請願書。委員会の意見としましては、国民健康保険の滞納者増加は今後の保険料値上げや国庫負担の削減につながりかねません。その意味で、保険料徴収率を上げることが重要な課題となります。

しかし、請願趣旨のように国民健康保険国庫負担率を上げることや、保険料の値下げによって国保料の徴収率を上げることになるとは、一概に言えることはありません。自治体の国保収入に占める国庫支出金の割合の全国平均は、1984年の49.8%から2004年の34.5%まで下がっています。この見地から、国庫負担をふやして以前の水準に戻すことを求める本請願は理解できます。しかし、国や県の調整交付金による自治体の負担減との関連は、保険料徴収率との相乗効果を期待するものであり、自治体の保険料の徴収増を促すものでもあります。

ただ単に、国からの補助を願うだけでなく、滞納の防止をどのように講じていくのかも自助努力の課題として認識しなければなりません。受益者負担の原則の中で、最大限の国庫負担を45%としてお願いすることは、自助努力の保険料納入を前提として認められることです。

こうした点を加味して本請願を採択し、意見書を提出します。審査の結果は採択です。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） 建設水道常任委員会でございます。

本委員会に付託の請願3件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告をいたします。

審査状況でございますが、平成19年9月26日と28日の2日間、審議者は、佐藤正、佐藤

議員、工藤議員、吉村議員、利光議員、藤柴議員でございます、全員でございます。現地調査が、平成19年9月26日10時から下記のとおり3項の、以上3件について現地調査を行って確認をいたしました。委員会は、第3委員会室におきまして、担当課は建設課でございます。

受理番号9、受理年月日、平成19年7月24日、挾間町下市11班水路改修に関する請願書。現地において、地元自治委員、地区住民代表者並びに担当課より詳細な説明を受けました。

この水路は、昭和50年ごろから宅地開発が行われた際に設置されもので、平成6年に団地入り口側の水路改修を行っております。しかし、台風時には水路があふれ住宅内の道路を川のごとく濁流が流れ、地域住民の生活に大きく被害をもたらしているのが状況下にあります。

また、一方の線路沿いの下市用排水路の改修拡幅工事も平成13年から16年にかけて行われたにもかかわらず、平成16年10月の台風時には道路下隧道の入り口で水がはけず、水田越しに住宅内に水があふれ冠水状態となる説明も受けました。

地域住民の安全性をかんがみるとき、水路の改修の必要性が十分見受けられます。しかしながら、この水路は、かんがい用水路と生活用排水路が交差しているのが現状であります。

当委員会の意見として、今後農政課、建設課の両課が十分な協議を行い、また地域住民の方々の意見を尊重し、早急な対処方を行うのが妥当との見解に達しましたので、以上の意見を付して採択といたします。

受理番号10、受理年月日、平成19年9月4日、件名、国道210号線、城陽ガソリンスタンドの交差点から医大バイパス、ジョイフル交差点までの改良工事に関する請願。委員会の意見といたしまして、現地調査を行う中で、この道路は北方、上市、下市、鶴田地区など住宅の増加や大型商業施設等の進出に伴い、朝夕は大変渋滞する箇所となっております。また小学生、中学生、高校生の通学路にもなっており、登校時に大型車両等の通行が多く、歩道もなく、非常に危険な状況下にあることが十分理解できます。慎重審議の結果、採択といたします。審査の結果は採択でございます。

受理番号12、受理年月日、平成19年9月5日、件名、市道向ノ原別府線側溝（水路）のふたかけに関する請願。委員会の意見といたしまして、この水路は国道210号線と医大バイパスをつなぐ路線に隣接する水路であり、交通量も多く、歩行者に非常に危険を感じながらの通行を強いられており、転落事故等も発生して、特に通学路となっていることも重要視し、安全性をかんがみるとき、早急なふたかけの必要性が見受けられます。

当委員会の意見として、担当課は先々の国道210号線の改良工事を視野に入れて、また初瀬井路との十分な協議を行い取り組むよう、意見を付して採択といたします。審査の結果、採択でございます。

以上で報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、観光経済常任委員長西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 観光経済常任委員会の報告を行います。

受理番号 8 番、件名、長野地区長野用水路改修工事についての請願であります。観光経済常任委員会は、病気療養中の立川委員を除く全員が出席し、請願の審査を行いました。9月27日午前9時庄内庁舎を出発し、農政課の職員も立ち会って、請願箇所の用水路の状況を視察しました。改修工事の内容について水路管理者の要望は、落石によって水路にしばが堰って通水しないのと、今後も高岸から落石が続くので現在の土手を開削し、バイパスをつくってほしいとのことでした。

委員会は、庄内庁舎3階の第1会議室で審査をしました。話し合いの中で、高岸の上は水田だから重機を使って水路をふさいでいる石と落ちそうな石を撤去すればいいのではないかという意見も出ました。

いずれにしても、水路をふさいでいる大きな石をそのまま放置していても困るし、水路関係者だけで解決することは困難なので、この請願を採択し、具体的にどうすれば一番いいか農政課で検討し、速やかに対応していただくことにしました。審査の結果、本委員会はこの請願を採択することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。まず、請願受理番号 8、長野地区長野用水路改修工事についての請願を議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号 8 を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、請願受理番号 8、長野地区長野用水路改修工事についての請願については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願受理番号 9、挾間町下市 1 1 班水路改修に関する請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号 9 を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、請願受理番号 9、挾間町下市 1 1 班水路改修に関する請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願受理番号 10、国道 210 号線城陽ガソリンスタンドの交差点から医大バイパス、ジョイフル交差点までの改良工事に関する請願を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号 10 を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 24 名中起立 24 名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号 10、国道 210 号線城陽ガソリンスタンドの交差点から医大バイパス、ジョイフル交差点までの改良工事に関する請願については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願受理番号 11、消費税の税率を引き上げないよう国に求める請願を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8 番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。さきの参議院選挙では、秋の消費税を含む税制改正に対する国民の批判で、政権崩壊までいくような与党の惨敗を期しました。したがって、この消費税の動向に対しては、野党はこぞって今増税すべきでないという結論というか、それが国民から支持をされたというふうに理解、私はしています。

委員会でそこ辺も含めて、議論をどのようにしたのか、ちょっと不鮮明なので、19 年度をめどに消費税を含む税体系の抜本的改革を実現するというのは、政府の方針でありまして、それが参議院選でもろくも崩れ去って、当分その議論ができない状態が続くのではないかというふうに新聞では論評されてます。そこ辺について、委員会では出す時期をどのように考えているのかも含めてお答えをいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務常任委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） この消費税の引き上げないよう国に求める請願についてですけども、総務委員会においては、ただいま報告しましたように、このことについて十分議論をいたしました。そして、まだ政府の、国の動向がはっきり定まっていないという、最終的にはそういう結論に達しております。したがって、まだいつこれを、意見書を出すのか、そのことについては別に審議はしておりません。

それから、もう 1 点、この請願書については、県下市の状況を全部つぶさに調べました結果、津久見市と中津市の 2 市に請願が出ておりました。しかし、いずれにもこれは不採択です。で、あとは由布市に出ております。そのほかの市については、一切この請願が出ておりません。そう

いうことも参考にしながら、委員会としては審議をしたところでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） お尋ねしますが、請願者本人は参考人として、参考人ちゅうか、事情を聞くために招聘したのかどうか、その辺もお尋ねいたします。

なお、委員会の全体の意見として消費税増税が妥当という見解だったのかどうか、その辺も含めてお答えいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務常任委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） 紹介者、西郡議員について、本当は、あれを招聘をしておりません。

それから、これはもう先ほど答弁のとおりです。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。この原案に賛成の諸君の討論をお願いします。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） もちろん委員会の総意が全員一致で不採択するものと決定したということで、ちょっと驚きを禁じ得ないんですけども、情勢からして当然今の国政の選挙後の、国会論戦今から展開されるわけですけども、ちょうどこの時期に消費税に対する地方、国民の意見を反映するということは重要なことだというふうに思います。そういう点で、時期を何を考えて決定するのかわかりませんが、政府でそういう審議をされる前に、国民世論をやっぱり国にぶつけるということは当然だというふうに思いますけども、そういう議論もなく、ただこれをほかのどっか中津とかどっか聞いたら、不採択にしておったからということで、不採択するというようなことではけしからんというふうに思います。

そういう点でいえば、選挙の結果を反映して、由布市議会もきちんと消費税に対する意向をあらわして、そしてもちろん圧倒的に消費税増税には反対でありますし、今までの約束分、既に消費税130兆円ですか、集めてるけども、すべてが大企業の減税に使われてると、国民の方には一向に回ってこないということの結果、厳しい審判が下ったわけですから、由布市議会として当然の意見書を国に提出すべきだというふうに私は思います。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより請願受理番号 1 1 を採決します。この請願に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。請願受理番号 1 1 を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立 1 名〕

議長（後藤 憲次君） 起立少数であります。よって、請願受理番号 1 1、消費税の税率を引き上げないよう国に求める請願については、不採択とすることに決定をいたしました。

次に、請願受理番号 1 2、市道向ノ原別府線側溝（水路）のふたかけに関する請願を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号 1 2 を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、請願受理番号 1 2、市道向ノ原別府線側溝（水路）のふたかけに関する請願については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願受理番号 1 3、地域医療を守るため医師養成数の増加を求める請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号 1 3 を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、請願受理番号 1 3、地域医療を守るため医師養成数の増加を求める請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願受理番号 1 4、国民健康保険に対する国庫負担を以前の水準に戻していただきたい旨の請願書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号 1 4 を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、請願受理番号14、国民健康保険に対する国庫負担を以前の水準に戻していただきたい旨の請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第2、諮問第6号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第18、議案第75号平成19年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）及び、さきの平成19年第2回定例会において継続審査となっております日程第19、議案第58号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部についてまでの18件を一括議題といたします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審議にかかる経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） 本定例会をもちまして、総務常任委員会最後の報告となりました。今回も共産党の西郡議員からかなりの質問が出ております。ありがとうございました。

通告以外はお答え兼ねますので、よろしくお願いたします。

総務常任委員会審査報告をいたします。日時、場所、出席者については記載のとおりでございます。

総務常任委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

事件の番号、認定第1号、平成18年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定について、審査の結果、認定すべきものと決定。経過及び理由、平成18年度由布市一般会計の歳入歳出決算は、歳入総額163億8,088万5,495円、歳出総額158億1,320万1,689円、歳入歳出差し引き額5億6,768万3,806円、実質収支額4億6,351万7,806円、歳入における収入未済額の合計7億1,875万1,318円、歳出における不用額の合計3億5,237万4,311円。当委員会に付託されました案件について、慎重審議の結果、下記の意見を付して全員一致で認定すべきものと決しました。

今回の決算は、合併して初の通年決算であり、由布市発足後の実質的な財政状況をあらわすものであります。平成18年度は、厳しい財政状況の中での予算執行でしたが、特別職の給与及び一般職の各種手当等への削減を初め、事務事業の見直し聖域なき補助金の削減など、財政再建に向けた取り組みの成果が見られました。

しかし、経常収支比率は94.9%、減税補てん債と臨時財政対策債を除くと100.8%、実質収支比率は5.0%と、依然として財政状況は硬直しており、予断を許さない状況にあります。

財政健全化のため、計画的な財政運営による着実な努力と、抜本的な行財改革のため、より一層の取り組みを求めます。

また今回、監査委員から提出された決算意見書には、由布市の行財政運営に関する数々の指摘がありました。特に収納率の低下及び収入未済額が増加しており、市民の負担の公平性を保つためにも徴収体制の強化や差し押さえ等の法的手段を講じて徴収する必要がある。現在、今年度から一週間に一日の専門家を雇用し指導を受けているが、現体制では倒底困難と思慮される。このため徴収方法の再検討を行うとともに、早急に徴収職員の増員や専門技術者を常勤雇用して徴収体制の強化を図ること。

市長はじめ執行部は、これらの監査指摘事項について真摯に受けとめ、改善のための具体的な対策を着実に実行し、成果を上げて指摘事項に答えられるような取り組みを求めます。

また、これら行財政運営に関する監査意見や議会で出された指摘事項は、市の職員全員に十分に伝わっていないという指摘もありました。指摘された事項等について、市長を先頭として全職員一丸となって取り組みを行うとともに、引き続き行財政改革に向けた取り組みを期待します。

続いて、承認第7号、件名、専決処分の承認を求めることについて「由布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、審査の結果、原案を承認すべきものと決定。経過及び理由、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の改正を行うもので、公務において長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるよう、育児のための短時間勤務制度等導入するものであり、全員一致、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて「由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定」、審査の結果、原案を承認すべきと決定。経過及び理由、地方公務員法の一部改正に伴い、職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的として、職員の自発的な大学等の履修または国際貢献活動を可能とするための休業制度の創設を行うもので、全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて「災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」、審査の結果、原案を承認すべきものと決定。経過及び理由、災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正するもので、災害被害者に対して、市税の減免を公平に期することから条例の一部改正するものであり、今回の台風5号による災害被害者の状況を考慮し、救済措置がとられたものであり高く評価し、全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、審査の結果、原案を同意すべきものと決定。経過及び理由、委員の任期が19年11月17日をもって任期満了となるため後任委員を選任するもので、地方税法第423条第3項の規定により学

識経験を有するものの中から選任するものであります。後藤胖治氏の選任について、全員一致で原案のとおり同意すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号、由布市地域振興基金条例の制定について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定。経過及び理由、地域振興を図ることを目的として、合併特例債を活用して、基金造成をするための条例整備であります。次の意見を付して全員一致、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

合併特例債を活用した有利な基金積み立てであるとされていますが、無計画な起債は危険であり、無理のない元金償還計画を立て、計画的な基金積み立てに努めること。また、平成22年度からは毎年元金償還した額だけ取り崩して使うことが出来ますが、その使途と運用方法については、事前に十分な検討をしておく必要があります。

次に、議案第67号由布市財政状況の作成及び公表に関する条例の一部改正について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定。経過及び理由、財政状況の公表時期の見直しによる一部改正であります。全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号平成19年度由布市一般会計補正予算(第3号)について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定。経過及び理由、本補正予算は歳入歳出予算の総額にそれぞれ16億1,652万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ158億6,194万3,000円と定めたものです。

当委員会に付託されました補正予算のうち、歳入予算の主なものとして、国庫補助金、合併対策事業費補助金3,380万9,000円の減額、県補助金電源立地対策交付金450万円、消防費補助金865万円、財政調整基金繰入2億7,380万3,000円、合併特例事業債3億2,930万円のそれぞれの増額となっております。

次に、歳出予算の主なものとして、総務費一般管理費で法規追録代583万円、地域振興資金で小平地区集会所工事請負費600万円、消防費で災害被災者住宅再建支援事業費補助金1,730万円、基金費で財政調整基金積み立て2億3,000万円、地域振興基金3億円ほかとなっております。全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(後藤 憲次君) 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長(溝口 泰章君) 文教厚生常任委員会に付託された諮問1件、認定1件、承認1件、議案4件の審査を行った結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

審査の状況は、9月26日、27日、28日の3日間です。場所は、湯布院庁舎議員控室において行いました。出席者は議員全員でございます。審議日程については詳細をごらんください。

続きまして、審査の結果でございます。諮問第6号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、審査の結果は適任と答申することに決定しました。経過及び理由につきましては、人権擁護委員の任期が満了するため大島喜久枝氏の再任を諮問するものであります。審議の結果、大島喜久枝氏を適任と答申することに決定しました。

続きまして、認定第1号平成18年度由布市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果は、認定すべきものと決定です。経過及び理由につきましては、平成18年度由布市一般会計の歳入総額を163億8,088万5,495円、歳出総額を158億1,320万1,689円、歳入歳出差し引き残額を5億6,768万3,806円と定めるものです。

また、本委員会にかかる国民健康保険特別会計の歳入総額を38億6,863万5,872円、歳出総額を36億1,796万2,284円、歳入歳出差し引き残額2億5,067万3,588円、同じく老人保健特別会計の歳入総額を47億4,730万5,771円、歳出総額を47億5,402万7,873円、歳入歳出不足額を672万2,102円、同じく介護保険特別会計の歳入総額を28億1,883万5,704円、歳出総額を27億5,803万8,955円、歳入歳出差し引き残額6,079万6,749円、同じく農業集落排水事業特別会計の歳入総額を1億1,201万4,826円、歳出総額を1億1,101万2,155円、歳入歳出差し引き残額100万2,671円、同じく健康温泉館特別会計の歳入総額を1億3,341万1,805円、歳出総額を1億2,865万7,635円、歳入歳出差し引き残額を475万4,170円と定めるものです。

委員会の意見といたしましては、決算に伴う主要施策の成果説明書については、表面的な記述にとどまっており、施策の執行結果についての具体的成果から反省点に至るまでの説明の必要を認め、それを次年度の予算編成に活かしていくのが本来と考えます。事業執行の状況報告にとどまらず、その内容を検証することでより効果的な施策の執行が可能になります。次年度以降の積極的取り組みを望みます。

また、これまでの指定管理者制度を適用した案件に関しても、事業報告や決算状況を決算議会に報告することで、市民に対する説明につながることとなります。

同様に保育所の民営化に関する説明にしても、説明会を通じて民営化移行に対する理解をいただく丁寧さが必要であり、拙速な民営化は市民の不信を招きかねません。十分な時間をかけて認識を共有することが優先されるべきです。

以上の意見を付して原案を認定すべきと決しました。

続きまして、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算(第2号)」、審査の結果は承認すべきものと決定しました。経過及び理由につき

ましては、台風5号並びに集中豪雨による災害復旧を行うため、歳入歳出それぞれ9,664万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億4,542万3,000円と定めるものです。本委員会にかかる予算について審議の結果、承認すべきと決しました。

続きまして、議案第70号平成19年度由布市一般会計補正予算(第3号)について、審査の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。経過及び理由につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億1,652万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億6,194万3,000円と定めるものです。本委員会にかかる10款教育費1項2目13節スクールバス運行業務委託料については、年度当初より道路改良工事に伴うスクールバスの運行ルートの変更と業務委託料の増額は想定されており、今議会での補正計上は議会軽視とも言えます。今後、予算計上に関して十分に配慮することを喚起し、原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第71号平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてです。審査の結果、原案可決すべきものと決定しました。経過及び理由につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,067万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,273万8,000円と定めるものです。18年度実質収支額の確定による繰越金2億5,067万2,000円の補正です。審議の結果、原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第72号平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてです。審査の結果、原案可決すべきものと決定をいたしました。経過及び理由につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,491万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,882万7,000円と定めるものです。18年度実質収支額の確定により繰越金5,491万4,000円の補正です。審議の結果、原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第73号平成19年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)についてです。審査の結果、原案可決すべきものと決定しました。経過及び理由は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ342万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,665万3,000円と定めるものです。平成13年度消費税過払いの還付金358万5,000円に伴う補正が主たるものです。

なお、この消費税過払いの件は国税局の誤った指摘によって発生したものであり、平成11、12年度の過払い分については、時効となり還付しないという通達があったものの、由布市の強い抗議で国家賠償法による和解金の形で返却されることとなりました。

しかし、当時、責任をとる形で4名の職員が給与減額や注意処分を受けています。その名誉を回復するため国税局の謝罪を求めるとともに、減額された給与23万3,100円は由布市が責

任をもって返却すべきと考えます。その方策を講ずることによって、職員4名の失われた名誉の回復を行うべきとの委員会の意見を付して原案可決すべきと決しました。

以上で審議の結果を報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） ここで休憩をいたします。再開は11時10分から再開します。

午前11時00分休憩

.....
午前11時12分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） 建設水道常任委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された議案4件、認定2件、承認1件の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

審査状況でございますが、日程が平成19年9月26日、27日、28日の3日間でございます。審議者、全委員でございます。委員会室は、第3委員会室におきまして、担当課は、建設課、水道課、契約管理課、各関係課長並びに担当者同席のもと説明を受けました。

認定第1号平成18年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定について、審査の結果は、認定すべきものと決定をいたしました。経過及び理由でございますが、歳入総額163億8,088万5,495円、歳出総額158億1,320万1,689円、歳入歳出差し引き残額5億6,768万3,806円であります。

当委員会に関する案件について各担当課より詳細な説明を受けました。歳入の主なものとして、13款1目土木費分担金で、予算額200万円に対し、収入済み額が、697万1,900円の3倍増となっております。その要因として、挾間地域の開発に伴う負担金で、算出根拠平米当たり600円で、年度末に大型開発があったためのものであり、14款5目土木使用料3節住宅使用料で1,291万7,206円が不納欠損と処理されておりますが、これは合併時に旧庄内町、旧挾間町は過去5年間の未収入を残して不納欠損と処理しておりましたが、旧湯布院町が処理されていないことから、過去5年分を残して処理を行い、整合性を図ったものであります。

歳出の主なものとして、8款土木費19節負担金補助及び交付金1,359万240円について、市内3カ所の県事業による急傾斜地崩壊対策事業負担金と76自治区に対して市道草刈り補助金であり、2項道路橋梁費1目道路維持費の主なものとして、13節委託料1,244万4,491円については、市道の維持工事に伴う測量設計登記事務、市道草刈り業務委託であり、15節工事請負費8,918万700円については、全件数68件、地区別内訳は、湯布院21件、庄内25件、挾間22件であり、2項道路橋梁費2目道路新設改良費については、平成

17年度より繰り越した5件、18年度11件に要したものであり、3項河川費1目河川総務費には、防衛交付金による湯布院町岳本川改良事業に要したものであります。5項下水道費については、現在事業を休止している挟間の下水道事業特別会計への繰出金が主なものであります。慎重審議の結果、認定といたしました。

簡易水道事業特別会計でございますが、経過及び理由といたしまして、歳入総額2億5,454万363円、歳出総額2億4,552万3,451円、歳入歳出差し引き残額が901万6,912円、実質収支額901万6,912円であります。

歳入では、1款分担金及び負担金の水道施設加入負担金295万500円、2款使用料及び手数料の水道使用料1億2,808万3,820円で、現年度分収納率97.3%に対して、過年度分の収納率11.3%であります。また平成13年度分の88万5,470円の不納欠損処分を行っております。5款繰入金として一般会計より9,499万円、6款繰越金2,694万4,857円、7款諸収入138万6,000円は、県道鳥越湯布院線改良工事に伴う消火栓移設補償金となっております。

歳出の主なものとしては、1款水道費1項簡易水道費1目総務管理費1億2,432万5,130円の内訳として、職員4名分の人件費及び法定福利費で3,437万7,772円、11節需用費2,130万3,562円のうち、修繕費では漏水修理が83件で869万1,156円、13節委託料1,859万1,672円のうち、湯平平原橋移設に伴う配水管敷設業務委託料105万円、漏水調査504万円、15節工事請負費は12件で1,604万7,990円であります。慎重審議の結果、異議なく認定といたしました。

公共下水道事業特別会計でございますが、経過及び理由といたしまして、歳入総額1,675万2,823円、歳出総額1,592万3,658円、歳入歳出差し引き残額82万9,165円、実質収支額82万9,165円であります。担当課より詳細な説明を受け、審議の結果、認定といたしました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計、経過及び理由でございますが、歳入総額392万1,222円、歳出総額392万1,222円、歳入歳出差し引き残額がゼロ円でございます。平成18年度で償還が終了したため、監査意見にもあるように、今後の財産管理面での方向づけを早期に行うよう意見を付して、認定といたしました。

認定第2号平成18年度由布市水道事業会計収支決算の認定について、審査の結果は、認定すべきものと決定いたしました。経過及び理由でございますが、平成18年度水道事業損益計算書の収益的収入及び支出は、水道事業収益5億2,890万3,415円で、平成17年度と比較すると4,755万5,000円程度の減収であり、要因として給水収益で夏場の気象条件により水使用料が減り、金額で2,215万9,000円程度、率として4.5%の減収、営業外収益では平

成17年度は合併に伴う一般会計補助金が2,315万2,000円の減収であります。

水道事業費用は5億1,876万5,086円で、主な支出として、浄水場沈殿地の污泥処理費を4,566万2,000円、各水道施設の動力費2,919万1,625円、人件費1億120万9,000円程度、減価償却費1億4,912万848円となっており、収益から費用を差し引いた額1,013万8,329円の純利益が生じており、前年度繰越利益剰余金6,348万7,127円を加えた7,362万5,456円が当年度末処分利益剰余金となっております。

当年度末処分利益剰余金については、地方公営企業法第32条第1項に基づき、減債積立金に1,000万円を積み立てて6,362万5,456円を翌年度繰越利益剰余金にするものであります。

資本的収入及び支出は、収入では県から工事負担金、一般会計からの消火栓建設受託金、南部谷地区企業償還還元金に充当する市補助金により、総収入で2,733万7,591円、支出では請負工事費の上市地区配水管移設工事ほか6工事と人件費、企業償還金が主なものであり、総支出額1億9,081万4,553円で、収入より支出を差し引いた額1億6,347万6,962円の不足額は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金3,000万円、過年度損益勘定留保資金1億252万7,969円、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額94万8,993円で補てんしております。当委員会で審議するに当たり、水道料金の収納状況について、収入未済額が増加の傾向にあり、不納欠損も141名、1,035件分366万3,000円が計上されております。使用料という性格上、担当課上げての夜間徴収等々の積極的な取り組みを今後行うよう意見を付して、認定といたします。

承認第10号、専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算（第2号）」、審査の結果は、承認すべきものと決定いたしました。経過及び理由、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,664万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億4,542万3,000円と定めるものです。

当委員会に関する案件について、各担当課より詳細な説明を受けました。歳出の主なものとして、11款災害復旧費1目公共土木施設災害復旧費3,066万6,000円については、さきの台風5号による災害復旧費として、重機の借上げ及び工事費、湯布院10カ所、庄内16カ所、挾間25カ所、計51カ所に及ぶ土砂の除去作業、復旧工事の応急工事であり、承認といたしました。

議案第68号市道路線の認定について、審査の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。経過及び理由、さきの6月定例会において、地域住民より請願が出され、採択されたもので、今回市道として認定するものであります。審議の結果、原案可決といたしました。

議案第70号平成19年度由布市一般会計補正予算（第3号）について、審査の結果は、原案

可決すべきものと決定いたしました。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億1,652万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億6,194万3,000円と定めるものです。

当委員会に関する案件について、各担当課より詳細な説明を受けました。歳出の主なものとして、8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費11節需用費修繕費300万円は各町1,000万円の振り分けで、13節委託料193万円は、分筆登記及び家屋補てんのための不動産鑑定費用であり、15節工事請負費6,000万円は、各町2,000万円の振り分けです。2項道路橋梁費2目道路新設改良費については、向原別府線七蔵司1工区ほか4路線の追加工事6,306万2,000円、22節補償補てん及び賠償金500万円は、向原別府線七蔵司2工区の家屋移転の補償であります。4項都市計画費については、今後の景観条例制度に向けての研修、湯布院挾間地域の都市計画図の増刷、医大ヶ丘公園水飲み場改修工事であります。11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費工事請負費7,500万円については、さきの台風5号による災害で、庄内23件うち河川5件、湯布院2件、挾間5件の計30件であります。今回の予算計上金額は国の災害査定を受けておらず、今後査定状況により金額の変動が予想されますが、災害査定終了後には、速やかに工事発注を行い、早期の復旧完成を目指すよう意見を付して、原案可決いたします。

議案第74号平成19年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、審査の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。経過及び理由でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,146万3,000円と定めるものです。

補正の理由として、歳入では平成18年度よりの繰越金901万6,912円の確定によるもので、歳出では時間外勤務手当で34万6,000円を補正し、歳入歳出それぞれ34万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を2億4,146万3,000円とするものであります。慎重審議の結果、原案可決いたします。

議案第75号平成19年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)について、審査の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。理由といたしまして、収益的支出については、人事異動等に伴う人件費の増減と、決算終了後に過去の水道料金に対して、漏水等による減額が発生したことにより調定変更ができないので、過年度損益修正費として予算計上して支出するものが主なものであり、すべての補正に対して予備費で調整するものであります。

資本的支出については、配水管新設工事で市道並柳線に管口径100ミリ、延長540メートルと管口径75ミリ、延長24メートルの配水管を新設するものと、下市地区に管口径75ミリ、延長200ミリの配水管を新設するものと、古野地区に口径75ミリの減圧弁を1基設置す

るものが、主なものであります。慎重審議の結果、原案可決といたします。

以上で報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 観光経済常任委員会の報告書の裏面を開いてください。承認第10号で専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算（第3号）」となっています。「（第2号）」に修正してください。文中、真ん中よりちょっと上なんですけども、そこも「由布市一般会計補正予算（第3号）」と書いてますけども、「（第2号）」に修正方お願いします。

以上です。（発言する者あり）26ですね、26日。どうも御迷惑かけました。全部裏面は9月26日に訂正方お願いします。

議長（後藤 憲次君） 次に、観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 観光経済常任委員会に付託された認定第1号平成18年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定について、それと承認第10号専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算（第2号）」、さらに議案第70号平成19年度由布市一般会計補正予算（第3号）について、審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

観光経済常任委員会は、9月26日挟間庁舎議会第1委員会室において、病氣療養中の立川委員を除く、委員全員が出席し、以上の3件を審査いたしました。

それについて報告いたします。

まず、認定第1号の平成18年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定については、本委員会が所管する一般会計の農林商工費と農林水産災害復旧費です。農業委員会、農政課、商工観光から担当職員に出席していただき、決算について詳細な説明を受けました。

委員から特に指摘された点は、6款1項5目農地費で、15節工事請負費の用途区域内の農業用排水路整備事業について、8款4項1目都市計画総務費の生活環境整備費との関係整理が必要との意見が出されました。また、6款2項林業費の委託料については、委託の趣旨と実績内容が合致しているかどうか、契約事務規則による検査員の厳正なチェックを求める意見が出されました。もちろん、ほかの各事業の負担金補助及び交付金にもいえることです。審査の結果、本委員会にかかわる決算の認定について、出席委員全員一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

続いて、専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算（第2号）」について、農政課、商工観光課から説明のため担当職員に出席していただきました。この専決処分は、台風5号とその直後襲った集中豪雨で被害に遭った箇所の設計測量と、緊急を要

する応急工事の経費が主なもので、歳入では見込まれる前年度繰越金、それに災害復旧県補助金と地元負担金を充てています。審査の結果、出席委員全員一致で、原案を承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号平成19年度由布市一般会計補正予算(第3号)についてであります。農業委員会、農政課、商工観光課から説明のため担当職員に出席していただきました。今回の補正額16億1,652万円のうち、6億75万円が農林商工関係と農林災害に関する経費です。特に、台風5号の市内300件の農地災害、22件の林業災害に5億7,688万1,000円を要しています。地元負担金を通常の割合で見ますが、激甚指定になったことにより、補助率が確定され次第、改めて補正されます。

委員から指摘された点は、質疑でも出された年度途中における政策的な新規事業の予算計上について、総合計画の3年サイクルの実施計画との整合性の上からも十分な説明が求められます。審査の結果、出席委員全員一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(後藤 憲次君) 次に、文教厚生委員長より継続審査となっております議案第58号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について報告をお願いします。

文教厚生常任委員長(溝口 泰章君) 平成19年第2回由布市議会定例会におきまして、文教厚生委員会に付託の事件で、継続審議としました議案第58号を次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第58号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。審査の結果、原案可決すべきものと決定しました。その経過及び理由でございますが、19年度第2回定例会において由布市の図書館を一元化するための本議案は、上程に際し幾つかの不備があり、より適確な対応での調整と協議が必要であることを認め、継続審議といたしました。

担当課より、その協議が整ったとのことで、8月24日委員会を開き説明を受けました。その結果、生涯教育振興基本計画、社会教育振興基本計画との中で、図書館の位置づけが明示され、あわせて社会教育委員会や図書館協議会等でオンライン化による一元化について協議がなされ、民意が把握されていることを確認いたしました。よって、本委員会は審議の結果、原案可決すべきと決しました。

また、続きまして補助金の執行を凍結に関する件について報告を申し上げます。委員会の審議の経過でございますけれども、19年度第2回定例会において一般会計補正予算(第1号)の中で、10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費19節負補交、自治公民館等整備補助金463万円について補助金の執行を凍結すべきといたしました。その後担当課から、補助交付規則(平成10年10月1日規則第63号)の第3条でいう補助金は建築物のみ対象とする、建築

物に、その建築物に冷暖房機は建築設備として含まれるという建築基準法の用語の定義に対する解釈から、補助金を交付する旨説明を受けました。

補助交付規則に立ち入った議論は、慎まねばなりません、合併時に旧3町間の補助基準のすり寄せができなかったための齟齬が発生したと考えなければなりません。また、建築基準法の適用でエレベーター、昇降機という表現でございますが、エレベーターまで含む幅広い補助対象が生じることにもなります。全員協議会や委員会を通じた協議で意見が出たように、早急に旧3町間の補助基準の整合を図り、由布市の自治公民館等整備補助が、既に建設されたものまで含めて公平性を実現するよう、細部にわたる検討が行われることを求めるところでございます。

文教厚生常任委員会の審議の結果、この公平性を実現することを受けて執行凍結の解除となることを確認いたしました。

以上で、継続審議及び凍結の件に関する報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。まず、日程第2、諮問第6号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより諮問第6号を採決します。本案に対する委員長報告は適任との答申です。本案は委員長報告のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり答申することに決定いたしました。

次に、日程第3、認定第1号平成18年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出の決算の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 総務委員長にお尋ねいたします。

経過及び理由の中で、経常収支比率94.9%、減税補てん債と臨時対策債を除くと100.8%ということで、財政状況は硬直しており、予断を許さない状況にありますというふうにあります。その改善方向として、当局の財政再建計画あるいは委員会の方の指摘として、私一般質問で指摘したんですけども、100.8%のうち20.8%の公債費というのは、異常に高い利率じゃないかというふうに言ったんですけども、その辺については委員会の中で議論は出たでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） これ提案され、質疑のときに十分審議されたと思っております。

すので、今回委員会の中では、その点については特に取り上げておりません。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 済みません、通告してなくて。文教厚生委員長にお尋ねをした
いんですけども、温泉館の件について、淵野議員が質疑をしたと思うんですけども、祖母山系で
採取された特殊なエネルギーを持つ天然鉱石、これ業者からただでいただいたということなんで
すが、当委員会ではその辺の何か詳しい審議等があったのでしょうかどうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 文教厚生委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えいたします。審議は行いました。と申しますのも、
文書の中に天然、超何とかエネルギーとかいうんですが、そういう公の報告の中で使う文言にし
ては、ちょっと俗すぎるということで、軽々しくスパーとか超とかというふうな言葉を使うべき
ではないので、誤解を招きかねないから、それは使用することを控えるようにという注意を担当
課の方にも申し上げました。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） その石自体を業者からただでいただいたと、その件については
別に問題ないでしょうか、委員会の中では審議に出されたんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 文教厚生委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） ただでもらったからいけないというふうな審議といいま
すか、話題は出ませんでした。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。西郡均君、原案に反対の討論をお願いします。

議員（8番 西郡 均君） 原案に反対の討論を行います。

昨年の6億何千万について、ことしも5億何千万ということで、剰余金が2回も続けて5%、
実質収支比率5%超えるということで、臼杵市の場合はより多く残した方がいいということで指
導してます。しかし、基本的には金がない金がないといいながら、6億も5億も余らせるという
ことについての異常さですね。その5%はもうこれは限界ですよと、少なくとも3%、5%以内
に抑えなさいというふうになってるわけですから、そういう点でいえば、予算の余らかすとい
うのは、使い道がわからんのじゃないかと、市民には金がない金がないといいながら、その点がま
ず第1点、重要な問題だというふうに思います。

2点目は、先ほど総務委員長にお尋ねした公債費の経常収支比率に占める割合です。20%な

んで異常な数値なんですよ。これがほかの、公債比率等を含めて国のそういう限度額以下だからいいんじゃないかという市長の答弁でしたけども、8割の経常収支比率というのは、どこでも当たり前のところなんですね。だから、それプラス公債費が幾らぐらいが妥当かということは、せいぜい5%なんですよ。にもかかわらず、20%もあって、それで妥当だなんて言ってる自治体というのは、先は暗いです。あとにも、またさらに起債を使って基金をつくる案も出そうでありますけれども、そんな時期ではないと、一銭たりとももう起債をふやすべきではないという時期に来ているということ認識すべきだというふうに思います。

3点目の反対理由は、これは依然としてどうして改まらんのかわからないんですけども、同和対策事業のことであります。もともとこういう課を置くこと事態も異常なんですよ。もう法律が切れて何年もなるのに、国がやらないからといって市町村がやる必要は全くないし、そういうなければならぬ要因もない、ましてやこれを要求してるところが、有りもしない差別部落やね、部落民がいまだに存在するということを理由にして、いろいろ要求してるわけですから、断固として直ちにこれをやめるという姿勢を貫くべきだというふうに、私は思います。

以上の点を、やっぱりきちっと議員全員が真摯に受けとめて考えてほしいということを警鐘して反対討論といたします。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。小野二三人君。

議員（18番 小野二三人君） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

認定第1号平成18年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算について賛成の立場から討論をさせていただきます。

三位一体改革という大きな漂流の中で、船出をした本市にとって初の通年決算となったわけでございます。御承知のとおり財政を運営するに当たっては、当然ながら常にその健全性の確保に努め、活発な行政活動の推進、行政水準の向上、住民福祉向上のため全力を注がなければならないことは申すまでもありません。現下の本市における厳しい財政状況下、18年度から22年度までの5年間における行財政改革はやむなく引き続き実行されなくてはならないことが十分伺えます。

こうした中であって、改革取り組みの成果も見られたわけでございます。一つ目は、財政調整基金として5億3,800万円、2つ目には職員給与等の削減、さらには民間活力導入による指定管理者制度の取り組み等々、聖域なき見直しで、新しい価値観と危機意識が目覚めた取り組みが図られたことは一定の評価が伺われます。

今後とも市民に対し、常に財政状況を公表し、自由な判断を仰ぐことは大事であり、これは健全財政を確立する上からも、また公正な財政を担保する観点からも重要なことであろうかと思っております。決算を通じて財政支出の結果を知るといふ、また市民に知らせるといふことにとどまるの

ではなく、本市が福祉の増進を至上命題としている以上、合併して本当によかったと実感できる由布市を構築しなければなりません。

18年度決算に当たって、監査委員としての適正評価がなされておりますものの、一方では幾つか個々の意見もされております。プライマリーバランス、つまり収支の均衡が保たれ、財政が健全であるということでもいうまでもありませんが、行政投資が積極的でなくてはなりません。行財政改革は、住民福祉向上のための一つの手段であり、目的ではないわけでございます。どうか、今決算を通じて厳しい財政状況下であります、絶えず事務事業の検証を行う中で、また際限のない行政事情に対応していただくためにも、財政運営のより一層の健全化と適正化に努めることを期待し、賛成討論といたします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第4、認定第2号平成18年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより認定第2号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第5、承認第7号専決処分の承認を求めることについて「由布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認第7号を採決します。本案に対する委員長報告は承認とするもの

です。本案は委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、日程第6、承認第8号専決処分の承認を求めることについて「由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定」についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認第8号を採決します。本案に対する委員長報告は承認とするものです。本案は委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7、承認第9号専決処分の承認を求めることについて「災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認第9号を採決します。本案に対する委員長報告は承認するものです。本案は委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8、承認第10号専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算（第2号）」を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認第10号を採決します。本案に対する委員長報告は承認とするものです。本案は委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、日程第9、議案第65号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めること

について議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 固定資産評価審査委員会委員の任期は何年でしょうか。委員会で議論されたということなんですけども、たしか就任は合併、選挙直後の11月16日で就任だから3年間という、3年かどうかわかりませんが、3年だとするとまだ任期はこないというふうに思うんですが、どうして任期満了による選任なのか、委員会ではそこ辺の議論はしたんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） これは審議を十分やっております。で、今質問のように地方自治法423条6項に3年と定められておりますけれども、今回は暫定、市長の経過措置による選任ができるということで、任期を1年、2年、3年と、そういうふうに任期を定めております。

そういうことで、最初がそうでないと、同時に任期が満了してしまうということで、市長がそういうふうに任期は定め、経過措置によって市長が別に定めてよいということで、そういうことで1年、2年、3年というふうに定められております。そういうことで任期は、今の西郡議員の質問とちょっと違うようでありますけども、そういうふうになっております。終わります。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） ありがとうございます。どこに定めているか、それだけ教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） どこに定めているかちゅうわれても、それは本人に対する委嘱状には書いてあるんですけども、どこに定めてあるちゅうわれても、ちょっと私も理解しがたいんですけども、委嘱状を見てもらえればきちっと任期は書いてあります。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。本案に対する委員長報告は同意とするものです。本案は委員長報告のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで休憩をいたします。午後は13時より再開をいたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、日程第10、議案第66号由布市地域振興基金条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 総務委員長にお尋ねいたします。

理由の中で、無計画な起債が危険がありというふうに指摘しております。私は既にその危険な状態だというふうに思ってます。経常収支比率100.8%のうち20.8%が公債費の支出に伴う経常費用です。そういうことを考えたら、これをやっぱりある程度の目安になるまで、この起債を差し控えるというような議論にならなかったのかどうか、そういう危険な、無計画な起債という、どういうふうに位置づけているのか、危険度をどういうふうに委員会として判断をしているのか、その辺議論されてたら、ぜひお教えいただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総務委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） この議案第66号については、9月25日の本会議で総務課長が十分説明、また質疑も尽くされております。したがって、この件については委員会では特に質疑をしておりません。

そしてまた、西郡議員からも質問書も出ておりませんので、そういうことでございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 私は委員長が報告したこの文書非常に重要だというふうに思うんです。私が特に指摘しなかったんだけど、委員会でこういう議論をして書いたんだというふうに思います。合併特例債を活用した有利な基金積立であるとされていますが、無計画な起債は危険であり、無理のない元金償還計画を立てて、計画的な基金積立に努めることと、このとおりだというふうに思うんですよ。だから、今が危険な状態である以上は、もう少し様子を見て、10年あるわけですから、そういう公債費の率がずっと下がった段階で、思い切ってやるというような処置を話し合われなかったのか、ただ単にこれは載せただけなのか、それともそういう議論があって、こういう記載になったのかどうか、そこ辺だけでも知りたいんですけど。

議長（後藤 憲次君） 総務委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） ここに報告にありますように、慎重審議をしております。で、そのことをここに報告に上げてありますから、それだけです。そのとおりです。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 先ほども言いましたように、80%が適正だという経常収支比率で100.8%と異常な、要するに、いわゆる標準財政規模を上回る経常経費がかかっているということは、その経常経費を削減しなきゃならん、しかし削減できる一番てっとり早いのは借金を減らすことなんです。今既に公債費で20.8%を占めてるわけですから、どこの自治体でも80%が適切ですよといったら、借金がなければ80%になるんだけど、せいぜい90%ぐらいに全体が抑えられるような、そういう計画を見通して立てるべきだと思いますし、当然そういう数値になるまでは、借金を控えると、何ぼ有利だ有利だといったって将来の保障はないわけです。7割が返ってくるといったって、それはもう過去に何度だまされたことか、そういうのをうのみにしてやるなんちゅうのは、ここに総務委員長が指摘しているやっぱり無計画な起債は危険であるという部類に属するんですよ。そこ辺を指摘して反対討論といたします。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。工藤安雄君。

議員（20番 工藤 安雄君） 賛成の立場から討論を行います。

議案第66号由布市地域振興基金条例の制定については、合併特例債を活用して、由布市地域振興基金を基金造成するものであり、その償還については、交付税算入されるなど、大変有利なものであります。また、今後の由布市のためには、基金造成は必要なものであり、この基金の目的は地域住民の連帯の強化や、地域の振興を図る目的で制定されるものであり、今後の活用が期待されるものであります。このようなことから、由布市地域振興基金条例の制定については、必要不可欠と思われまますので、本案に賛成するものであります。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第67号由布市財政状況の作成及び公表に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第68号市道路線の認定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第68号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第70号平成19年度由布市一般会計補正予算（第3号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第70号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第71号平成19年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第71号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第72号平成19年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第72号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第73号平成19年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 委員長の報告の後段の部分で、国家賠償法による和解金の形で返還されることとなって、当時その責任をとる形で4人の職員が給料の減額や注意処分を受けていますというふうに書いてます。減額された給与23万3,100円は、由布市が責任をもって返却すると考えますというふうに記載されてますけども、これはちょっと異常だというふうに私は思います。多分職員のそういう減額はないというふうに私たちも聞いてました。これが職員が町長や当時の三役のことを指してるんだとしたら、とんでもない話だと思うんですが、そこ辺はどうなるのかははっきりさしていただきたいと思います。特に、町長であれば、当時防災無線やその処理場の談合は、防災無線の方は住民側が裁判を起こして4,700万円の返還ということになったんですけども、処理場については23億円もかけて、それが膨大な談合違約金が取れるところが、1年を経過してたとちゅうことで取れないんで、当時の関係者の副管理者でありましたけれども、町長にその責任はとってもらいたいと思うのが私たちの思いであります。

にもかかわらず、そういう何億円、何十億円の取り損ねを棚に上げて、この23万3,100円を、当時の三役に返すというようなことなら、私は断じてやるべきではないと思うんですけども、どの方を指してるのか教えていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 文教厚生委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えいたします。

4名の中に町長、助役、もちろん入っております。そして2名の町の職員という計4名でございます。

また、町長、当時の町長は防災無線でいろいろと云々かんぬんで、その絡みでこの23万3,100円を返すべきではないというふうに質疑ございましたけれども、この防災無線の内容と、今回の温泉館の消費税に関しては全く内容には脈絡がございませんので、1事案事件としてそれを取り扱い、今回この件に関しましては、消費税が和解金の形で返却されると、それに伴って当時政治責任をとった彼らに対して、こちら側としては当然道義的な判断をして、23万3,100円というものを返すべきであるというふうに委員会で決したところでございます。

減額給与は当然町に入っております、その町は今合併して由布市になっておるわけでござい

ますから、この湯布院の財政に組み込まれた減額給与分は、現在の由布市が責任をもって返却するというふうな関連で、こういう委員会の意見となった次第でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） もちろんこの補正予算そのものについては悪いというわけじゃないんです。こういうふうな形で意見としてついて、それを皆さんが議案の可決と同時にこの報告書を認めたという形になると、私はちょっとこれはいかがなものかというふうに思うんですけども、大変失礼なんですけども、委員会の総意としてこういうふうに記載しようということになったんでありましょか。

議長（後藤 憲次君） 文教厚生委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 委員7名の会議の中でこのような結論に達しました。当然反対意見というものは、総意はございますので、反対という意見は出ておりません。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第74号平成19年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第74号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第75号平成19年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第75号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第58号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。本案は、前期定例会で文教厚生常任委員会に付託され、継続審査となっております議案です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第58号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

・

議長（後藤 憲次君） お諮りします。本日追加の議案76号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定をいたしました。

これより審議に入ります。日程第20、議案第76号和解についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） さきの温泉館の予算の中で、委員会としての意見がされました。そのことについては、私は軽々にやるべきじゃないと思うんですけども、当局の基本的な考え方として、和解成立後どういうふうな意向をもっているのか、その辺を確認したいと思います。

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） まず、若干の経緯の説明から含めて答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、平成12年の2月に健康温泉館に税務調査が入りまして、結局平成11、12、それから13年度分と、3カ年にわたって1,100万円を超える消費税の一括納付が生じたというこ

とであります。このことに関しまして、当時湯布院町の議事録等も調べてみましたが、平成14年の6月の定例会におきまして、当時町長の言葉でありますけれども、私どもの不注意から3年間まとめて一括払いしなきゃならないという羽目になったと、極めて責任ある、自分として責任を痛感している。また助役についても、消費税分について監督不行届という点を反省し、この処分を実行したいということで、町長については平成14年の7月、8月の分の2カ月分10分の1給料カットと、助役については、平成14年7月分10分の1給与カットの、いわゆる特別職の給与条例を減額改正をしたと、提案をし、それを可決してもらうことによって、自分の処分をしたという、そういうことがありました。

また、当時の担当職員2人につきましては、嚴重注意処分でございます。で、これについては、特に懲戒処分、いわゆる地方自治法に基づく懲戒処分ではございませんので、そのことについてことしの6月29日に私が訪問をいたしまして、経過はこういうことではございましたと、当時嚴重注意処分ということがありましたけれども、その根拠が実は国の誤った指導によるものであり、根拠はございませんでしたということで、説明をすることで名誉回復を図りました。

ただ、当時減額給与改定をしたことの根拠が実はなかったということが、今回明らかになったということでございますので、また国も通常であれば国税通則法により5年という時効という取り扱いであります、今回は異例の国家賠償法によって、全額が返って来るといようなことになりました。

こういうことも受けまして、やはり当時の状況、いわゆる条例改正によって給与減額をしたということはあるんですけれども、やはり減額、新たにお返しするとなれば、新たに5年前にさかのぼった給与の遡及支給というような形になります。そういうことが必要だろうとは思いますが、そういうことに向けて今条例案を、今後議会に提案することを視野に条例案を検討している状況でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います、討論ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 特に賛成反対ではないんですけども、そういうことを含んだ和解となると、こっちも保留せざるを得ません。なぜ、これを分離して、ほかのことは関係ないと、これだけでもやっぱり返還することを前提にして検討するなどということを前提にされると、私としては納得いかないし、市民の理解は全く得られないというふうに思いますので、これについては賛成反対の討論じゃなくて、保留の意見として記録にとどめておいてもらいたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 副市長。

副市長（森光 秀行君） 補足説明をさせていただきますけれども、今回の議案につきましては、今後の返還と一切関係なく国との和解のみのごとでございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をします。再開は13時30分に再開します。

午後1時21分休憩

.....
午後1時30分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

追加日程第1．発議第8号

追加日程第2．発議第9号

追加日程第3．閉会中の継続審査・調査申出書

議長（後藤 憲次君） お諮りします。ただいま議案を配付いたしました。本日議員発議として発議第8号、第9号並びに各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついではこの提出案件3件を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題にいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、発議2件及び閉会中の継続審査・調査申出書の3件は、追加日程第1から第3として議題とすることに決定いたしました。

事務局長に追加日程の朗読をさせます。

監査委員事務局長（議会事務局長兼務）（二ノ宮健治君） 事務局長です。お手元に追加日程を今差し上げました。朗読をいたします。

追加日程第1号、発議案第8号地域医療を守るため医師養成数の増加を求める意見書、日程第2、発議案第9号国民健康保険に対する国庫負担を以前の水準に戻していただきたい旨の意見書、

日程第3、閉会中の継続審査・調査申出書。

以上です。

議長（後藤 憲次君） まず、追加日程第1、発議第8号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 発議第8号地域医療を守るため医師養成数の増加を求める意見書、上記の意見書を別紙のとおり会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。平成19年10月3日、由布市議会議長殿、提出者は私溝口、賛成者、文教厚生委員の田中議員、山村議員、江藤議員、佐藤友信議員、高橋議員。

提案理由は、地域住民が安心して生活し、適切な医療サービスを受けることができるための体制整備を図るため。

意見書の詳細にわたります部分は、後段に記載しております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 7番、溝口議員に引き続き追加日程の第2、発議第9号を上程します。

議員（7番 溝口 泰章君） 続きまして、発議第9号国民健康保険に対する国庫負担を以前の水準に戻していただきたい旨の意見書、上記の意見書を別紙のとおり会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。平成19年10月3日、由布市議会議長殿、提出者、溝口以下、先ほどと同様でございます。

提案理由は、住民が安心して、いつでもだれでも必要な医療が受けられるようするため。

意見書の詳細については、裏面をお読みいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 以上で、発議2件の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定をいたしました。

これより審議に入ります。

まず、追加日程第1、発議第8号地域医療を守るため医師養成数の増加を求める意見書についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより発議第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第9号国民健康保険に対する国庫負担を以前の水準に戻していただきたい旨の意見書についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより発議第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。議会運営委員会及び各常任委員会の各委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定をいたしました。

議長（後藤 憲次君） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

市長、閉会のあいさつを。

市長（首藤 奉文君） 平成19年第3回の定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のあいさつを申し上げます。

9月13日から始まりましたこの定例会も、本日をもって閉会となります。議員皆様方には、21日間という長期間にわたり議案等を慎重に御審議をいただきまことにありがとうございました。

また、御提案申しあげました諮問、認定、承認、そしてまた全議案を、原案どおり御可決をいただきましたことに対して、心よりお礼を申し上げます。

また、今会議中議員皆様からさまざまな御提案、または率直な御意見をいただきました。中でも議会で、私が約束したことについては、早速実施に向けた検討を進めるように、対応、指示したところでございます。

さて、月日のたつのは早いもので、10月に入り、平成19年度も後半を迎えましたが、私はこれからも元気な由布市づくりのために誠心誠意取り組んでまいりたい決意でございますので、議員皆さん方の御支援と御協力のほどを切にお願いを申し上げます。

ここで議員皆さん方に1点御報告を申し上げたいと思います。その案件は、かねてより懸案事項でございました由布市の都市計画の見直し、あるいは景観条例の制定、さらにはまちづくり条例の見直しにつきまして、専門的に取り組む新しい組織を、都市景観室として10月1日に立ち上げたところでございます。この新組織には、大分県知事の計らいで、専門の県職員1名を派遣をしていただき、職員3名体制でスタートさせたところでございます。それに関連いたしまして、10月1日付で若干の人事異動を行ったところでございまして、あわせて御報告を申し上げます。

最後になりましたが、議員皆様方がますます御健勝で御活躍されますことと、立川議員の一日も早い御回復を心よりお祈り申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつといたします。大変ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 議長より閉会にあたり一言お礼のごあいさつを申し上げます。

9月13日より本日までの21日間、今期定例会における議事運営に御協力いただきましてまことにありがとうございました。

今議会では、諮問1件、認定2件、承認4件、議案は追加議案を含め12件、請願6件のすべての議案を、議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、まことにありがとうございました。

今議会は、由布市として初めての通年予算執行による、18年度決算の認定についての審議を行いました。その中で多くの意見や要望事項が出されました。決算審査意見書で指摘されました事項とともに、真摯に受けとめていただき、改善等の検討を早急に行い、19年度予算執行の中で生かしていくよう強く要望をいたします。

また、多くの議員より、議会における議員の要望や、市長が発言し約束した内容が全職員に周知されていないのではという指摘に対してのことは、執行部と議会との信頼関係をも含めた重要事項と思われるので、格段の取り組みをお願いいたします。

さて、早いもので我々議員の任期の前期2年が過ぎようとしております。各常任委員をはじめ各委員の任期も11月15日までとなっております。この委員会構成での議会としては最後となりますが、休会中にそれぞれの委員会の中で、引き継ぎ事項等をまとめていただきまして、後期の議会運営がスムーズに行われますよう、御協力をお願いいたします。

さて、いよいよ秋本番となり、農繁期で何かと忙しい季節となりましたが、議員各位には、健康に十分留意の上、秋の夜長読書等を重ねられまして、ますます議員活動にお励みいただくようお願いを申し上げます。

また、執行部の方々への今議会の御労苦にお礼を申し上げるとともに、引き続きの行政への積

極的な取り組みをお願いをし、最後になりましたが、立川剛志議員の一日も早い御回復を皆さんとともに祈りをし、閉会に当たりますので、お礼のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

これにて、平成19年第3回由布市市議会定例会を閉会いたします。

午後1時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員